《研究開発チーム間における秘密保持》　　　2017年4月1日

研究開発チーム間で研究成果を開示するに際し、参加者全員が本誓約書に署名した場合には、当該開示は「委託研究契約書」知財条項第10条（研究成果の公表）の公表に該当しないとみなし、機構の事前承認は不要とします。・・・・・・・・・知財委員長 秋鹿研一

秘 密 保 持 誓 約 書

研究開発チーム名：　　　　　　　　研究開発チーム名：

検討会実施日：　　　年　　月　　日　　　時間：

検討会名：　　　　　　　　　　　　　　　開催場所：

本検討会において開示された秘密である旨記載された情報は開示者の事前の承認なく第三者に開示いたしません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 誓約者名 | 研究機関名 | 誓約者名 | 研究機関名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

◎検討会終了後、事務局にコピー（pdf）を送付してください。

◎念のため別途関係者間で秘密保持契約等を締結することは問題ありません。但し、その際には「研究計画書」「委託研究契約書」「事務処理説明書」等の規定内容から逸脱しないものとしてください。

以上

＜参考＞

「委託研究契約書」

知財条項

（研究成果の公表）

第１０条　乙は、研究成果を公表するに先立ち、甲の書面による承諾を得なければならない。

２　乙は、研究成果を論文投稿する場合及び学会に発表申請する場合は、投稿又は申請の２週間前までに、新聞等報道及びウェブサイト等で公表する場合には、公表日の２週間前までに、甲に「研究成果公表申請書」を提出し、公表の承諾を得なければならない。

３　研究成果を外部に公表する場合、甲及び乙は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。